

自分の命を自分で守ろう

命を守る安全教室



4月10日(水)に交通安全教室を行いました。

講師は、宮崎駐在さん、須坂市交通指導員の皆さん、長野県交通安全教育支援センター指導員の皆さんです。当日は雪のため、校外での歩行・自転車訓練はできませんでしたが、体育館でたくさんの交通ルールについてお話を聞くことができました。宮崎駐在さんからは、歩行者、自転車、自動車、それぞれにルールがあります。みんながルールを守れば事故はなくなります。今日は「命を守る安全教室」です。真剣にお話を聞いてくださいねと話いただきました。

長野県交通安全支援センター指導員の方から、交通ルールは毎日がお勉強、そして毎日がテストです。しかも100点満点でなければいけません。常に意識して行動するように心がけましょうとお話いただきました。全体指導のあと、連学年ごとお話を聞きました。

命を守る三つのやくそく

- 1. とまる**
小学生の交通事故で「飛び出し」が一番多い。普段の生活でも、止まって気持ちを落ち着かせてから次の行動へ移るようにしましょう。
- 2. みる**
自分の目でまわりの安全を確認する。なんとなく見るのではなく、目的を持って見る習慣をつけてほしい。
- 3. まつ**
人は一秒間に1m、車は40km/hで11m動く。車が遠くに見えたら道路を渡らない。車が止まるまで「待つ」



←車は一秒間にステージいっぱい移動します！

DVD「はながっぱの交通安全」視聴

1・2年生

テレビで大人気の「はながっぱ」が仲間たちと交通ルールを学んでいくアニメーションです。楽しい物語を通じて交通ルールを解説し、安全な通行の方法について学んでいきます。

【飛び出しの危険！】

信号が青でも車がくる可能性があるからすぐ渡らない。

【道路歩行の注意】

道路では遊ばない、広がって歩かない、雨の日は車を見つけにくいし、車も人を見つけにくいことを忘れずに。

【道路の縁石での注意】

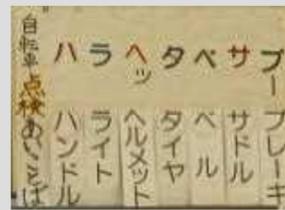
歩道と車道の境にある縁石が危険！縁石の上でバランスを崩して車道に倒れる。縁石に座ってランドセルが車道に出ている。縁石の近くを歩いて、手提げカバンが車道に出ている。



歩道を歩く場合も、車道から離れて歩くようにしましょう。



「ハラヘッタベサフー」



・ライトは、10m先の10cmほどの石が見える明るさのもの。
・ヘルメットは傷のないもので、あごひもをきちんと締める。

・ベルはハンドルから手を離さなくても鳴らせる位置にあること。
・サドルはつま先立ちができる高さ。
・ブレーキは左⇒右の順にかける。常に点検を怠らない。

体はどんどん成長しているので、その都度調節して、体に合った自転車に乗るようにしよう。



DVD「サヤカと自転車の約束」視聴

3・4年生

小学生のサヤカちゃんは明日届く新しい自転車を心待ちにしています。その夜、夢の中にピカピカの新しい自転車が現れ、いつまでも仲良ししているために、サヤカちゃんに自転車の正しい交通ルールを教えていきます。

自転車は自動車の仲間です。常に歩行者優先を心がけましょう。自転車の走れるところは、原則、車道に限りませんが、13歳未満の場合は歩道を走ることもできます。その場合、歩行者に十分注意するスピードで走りましょう。危ない場合は、自転車から降りましょう。また、車道側走行です。

次のような自転車の乗り方は禁止です。携帯電話の使用、傘をさしながら、二人乗り、自転車の並進、夜間の無灯火。

自転車を安全に乗るための「5つの左」

- ①左から乗る。右から乗ると車にひかれる可能性がある。
- ②左足を地面につく。
- ③左側通行。



- ④左のブレーキを先にかける。右のブレーキを先にかけると後輪が浮いてしまう。
- ⑤左へ降りる。

必ず「右後方」の確認を忘れずに！
小学生の中には、ブレーキのかけ方が下手で、両足をついて自転車を止めようとする子がいるそうです。必ずブレーキをかけ手自転車を止めるようにしましょう。



5・6年生

DVD「真剣に考えよう自転車のこと」視聴

この作品の主人公・小学生の拓也くんは自らの乱暴な運転により、歩行中のおばあさんとぶつかり、おばあさんは意識不明に。拓也くんはいったいどうなるのでしょうか…。実際に起きた自転車事故の裁判例を挙げ、交通事故の責任の重さを訴えます。もう一度、自転車は車両であるということを確認し、交通ルールの大切さを真剣に考えていきましょう。

自転車に乗って自由にどこへでも行けるが、責任を持って乗っていることを忘れないこと。自転車は手軽な乗り物だが、自分が加害者になる可能性があることを忘れずに、もし、自転車で誰かをひいてケガを負わせた場合、多額の損害賠償が発生する。通学途中の高校生がケガを負わせて6,008万円。夜間、無灯火で携帯電話を使用しながら運転をしていてケガを負わせて5,000万円。線路脇の道路を走っていて脇見をして死亡させて3,912万円の損害賠償の支払いを命じられている。自分の好き勝手な行動が相手の笑顔を奪うことをしっかり覚えておいてほしい。

万が一事故を起こしてしまった場合、その場から逃げないで必ずケガ人の救護すること。でも、自分一人で何とかしようとして近隣の大人の助けを借りること。「大丈夫だ」といわれたからといってその場から立ち去らないようにしましょう。また、自分が事故に遭ったら、同様に「大丈夫」といって、そのままにしないこと。必ず病院に連れて行ってもらうこと。

「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」が制定されました。 ～10月1日から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます～

長野県では、「安全・安心な県民生活の確保」と「自転車の利用促進」を基本理念とする『長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例』を制定しました。

自転車は、健康長寿を支える健康づくりや環境負荷の低減、サイクルツーリズムによる観光振興等に大きな可能性を持っています。身近な移動手段として、また、余暇を楽しむツールとして、自転車を広く安全に利用していただくとともに、ドライバーの皆さんには、通行空間を共有する自転車に対する一層の安全配慮をお願いします。

また、万が一自転車事故が発生した際の被害者への補償を確実なものとするため、自転車を運転する方や自転車による事業を行う方は、自転車損害賠償保険等への加入をお願いします。

